



プロ又はアマチュアスポーツへの寄付金の損金算入及び基本所得額への算入に関する規定

中央主務機関(教育部体育属)は、プロ又はアマチュアスポーツ及び主要なスポーツイベントの発展を促進するため、2021年12月22日に運動産業発展条例第26条の2(以下、本条例)を公布しました。営利事業者によるプロ又はアマチュアスポーツへの寄付を促進するため、専用口座を通じた寄付は以下の優遇を適用することができると規定されています(下表参照)。この優遇に関連し、2022年10月6日に財政部が台財税字第11104634360号解釈通達を公告し、前述の寄付金における50%追加控除額について、最低限の税額納付を規定する基本所得額の計算に含めるべきとされました(添付一)。

運動産業発展条例第26条の2	第二項の説明(一般原則)	第三項の説明(専門案件承認原則)
寄付の対象	中央目的事業主務機関が設置した専用口座への寄付	中央目的事業主務機関が設置した専用口座を通じて、中央主務機関が専門案件として承認した主要なプロ又はアマチュアスポーツ、及び公告された主要なスポーツイベントの主催者への寄付
所得税控除の優遇 ※ 関係者の定義は本条例の細則第2条を参照	<ul style="list-style-type: none"> ● NT\$1,000万を限度として、当該金額の150%が当年度の所得額から控除される。 (注意: NT\$1,000万を超過した部分については、本条例第26条、所得税法第36条及びその他寄付費用の申告に関する法律の規定を適用することはできない。) ● 受贈者が関係者である場合は不適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付の金額に制限はなく、寄付金の150%が当年度の所得額から控除される。 ● 受贈者が関係者である場合も適用される。
施行期間 (2021.12.22公布)	プロスポーツへの寄付: 施行日(2021.12.24)から10年 アマチュアスポーツ、及び主要なスポーツイベントの主催者への寄付: 施行日(2021.12.24)から5年	
申告書への記入 (2022年度より記入欄が追加される)	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際の寄付金額を寄付金に計上する(100%)。 ● 教育部は、当年度の12月15日までに寄付者に領収書を発行する。 ● 寄付金額の50%を、規定のフォーマットで所得控除欄に記入し、寄付金の領収書及び関連書類を添付する。 ● 所得税法第24条規定により計算された当年度の所得額がゼロになるまでの金額を控除の限度とする。前述の所得税法規定により計算された所得額が既にマイナスの場合は、本細則の追加控除規定を適用することはできない。 ● 営利事業者は同一寄付費用について、運動産業発展条例第26条又は第26条の2の規定のいずれかを選択して適用することができる。ただし選択後の変更はできない。 	
基本所得税額の計算	寄付金額の50%(一般税額の控除額と照合可能)を申告書第2ページ5項目の「その他財政部が公告する減免対象所得額」に記入する。	

財政部が2022年10月6日付で公告した台財税字第11104634360号通達

主旨: 営利事業者は、新しく制定された「運動産業発展条例」第26条の2第2項の本文及び第3項の規定により、プロ又はアマチュアスポーツ、及び主要スポーツイベントの主催者への寄付金額の追加控除について、営利事業者の基本所得額の計算に加える必要がある。

根拠: 所得基本税額条例第7条第1項第10号

公告事項: 営利事業者は、運動産業発展条例第26条の2第2項の本文規定に基づくプロ又はアマチュアスポーツへの寄付金額の追加控除部分、及び同条第3項の規定に基づく主要なプロ又はアマチュアのスポーツ、及び主要スポーツイベントの主催者への寄付金額の追加控除部分について、2021年12月24日より営利事業者の基本所得額の計算に加える必要がある。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区

信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市300091

科学园区展業一路11号

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市40758西屯区

文心路二段201号7F

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

台南事務所

台南市700002中区

民生路2段279号16F

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市801647前金区

中正四路211号12Fの6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

柯 有聰

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 16592

E jasonko1@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 00584

E etsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寛

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19065

E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 内線番号 : 19794

E thirano1@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者 : 陳彦富 統括 / KPMG台湾